

平成30年度決算における引上げ分の地方消費税充当事業

【歳入】 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分) 15,851千円

【歳出】 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 482,404千円

【社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳】 (単位:千円)

事業名		事業費	備考
社会福祉	障害者・母子等福祉事業	119,327	
	高齢者福祉事業	115,326	
	児童福祉事業	167,532	
	計	402,185	
社会保険	国民健康保険事業	15,757	国民健康保険事業特別会計繰出金
	国民年金事業	278	
	計	16,035	
保健衛生	医療に係る事業	50,243	後期高齢者医療特別会計繰出金を含む
	疾病予防対策事業	11,549	
	環境衛生事業	2,392	
	計	64,184	
合 計		482,404	

【本表について】

本表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、消費税率引上げにより増収となった地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。